

勝央町パブリック・コメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、勝央町の基本的な政策等の事前公表と町民等の意見提出手続きの手続（勝央町パブリック・コメント手続）に関して必要な事項を定め、町民への説明責任を果たすとともに、町の政策決定の過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民との協働による町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「勝央町パブリック・コメント手続（以下、「パブリック・コメント手続」という。）」とは、町の基本的な政策等（以下、「政策等」という。）の策定にあたり、当該政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、町民等からの意見、情報及び専門的知識（以下、「意見等」という。）の提出を受け、当該意見の概要及び当該意見に対する町の考え方等を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して町の政策意思決定を行う一連の手続きをいう。

2 この告示において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び上水道事業の企業管理者をいう。

3 この告示において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 振興計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く町民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃
- (2) 町民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) その他制定又は改廃しようとする手続等の趣旨、町民生活への影響等を勘案して、パブリック・コメント手続を実施することが適当であると実施機関が認めたもの

2 実施機関は、前項の規定に関わらず、政策等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速性又は緊急性を要するもの又は軽微なもの
 - (2) 政策等の立案に当たり、意見聴取の手続き等が法令等により定められているもの
 - (3) 政策等の立案に当たり、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの
- (政策等の案の公表等)

第 4 条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。ただし、勝央町情報公開条例（平成 10 年勝央町条例第 3 号）第 9 条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
 - (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
 - (3) 町民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料
- (公表方法)

第 5 条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 町のホームページへの掲載
 - (2) 町本庁舎内の総務部窓口での閲覧
 - (3) その他実施機関が適当と認める方法
- (意見等の提出期間)

第 6 条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から 1 月以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は、公表の際に、当該意見等の提出期限を明示するものとする。

2 前項の規定に関わらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を 1 月未満とすることができる。

(意見等の提出方法)

第 7 条 意見等の提出の方法は、別紙様式により、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする町民等は、原則として住所及び氏名(法人その他団

体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たつての意見等の考慮)

第 8 条 実施機関は、前 2 条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項により政策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、勝央町情報公開条例第 9 条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(3) 政策等の案を修正したときはその修正内容

3 第 5 条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第 9 条 実施機関は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第 5 条から前条までの規定に準じた手続き（以下、「この要綱に準じた手続き」という。）を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の策定を行うときは、パブリック・コメント手続を実施しないで政策等の策定の意思決定を行うことができる。

(構想又は検討段階でのパブリック・コメント)

第 10 条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く町民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続きを行うよう努めるものとする。

2 実施機関は、町民を対象とした意識調査その他適切な方法で、行政活動に関する町民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

(パブリック・コメント手続実施責任者)

第 11 条 実施機関は、パブリック・コメント手続の適正な実施を確保するため、パブリック・コメント手続実施責任者を置くものとする。

(一覧表の作成等)

第 12 条 町長は、パブリック・コメント手続を実施している案件の一覧を作成し、町のホームページへの掲載及び町本庁舎内の総務部窓口での閲覧の方法等により常時町民等に情報提供するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、政策等の案等の公表日、意見等の提出期間及び問合せ先を記載するものとする。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。